

全国麺類文化地域間交流推進協議会 素人そば打ち段位認定制度実施基準

第1条 目的

全国麺類文化地域間交流推進協議会(以下「全麺協」という)素人そば打ち段位認定制度実施要綱に基づき、そばによる地域振興、麺類(そば)を通じて地域食文化の普及、そばの効用等の啓蒙を推進するための手段として、全麺協およびその会員が実施する素人そば打ち段位認定制度実施の方法等について定める。

第2条 段位認定の要項

1. 技能審査

技能審査は水回し、こね、のし、切りの4工程について、後記する「審査基準」に基づいて審査判定する。

そば粉の重量

段位によって「そば粉」と「つなぎ粉(小麦粉)」の重量を定める。

道具

道具は手打ちによって製麺するために用いるものとするが、地域性を考慮し判定する。ただし「半自動送りの包丁」など、手打ちを補助するための道具の使用は認めない。

そば打ちに使われる用具は、「段位認定会」の主催者が用意するものとするが包丁、切り板、小間板、のし棒等の小間物については、受験者が持参して使用することができる。なお、木鉢は受験者が持参し使用する場合は、審査員の許可を得て使用することができる。

材料

「段位認定会」の主催者が用意する「そば粉」と「つなぎ粉(小麦粉)」「水」の3点とし、これ以外の材料を使用することは認めない。

所要時間

段位別に定める「そば打ちに要する時間」を判定基準とする。

切り幅

切り幅は2mm前後を基準とするが、地域の特色を考慮するものとする。判定は「切り幅」と「切り揃い率」によって行なう。

姿勢

地域の特色等を考慮して、立つ・座る等の打ち方は問わないが、そばを打っている姿勢や態度について判定する。

その他

作業中のそば粉のこぼれ、道具や衣服、身体の汚れ方、道具の後始末を判定する。また、食品衛生の観点から、爪や頭髮の手入れ、衣服についても判定する。

2. 書類審査

四段位、五段位の受験者については、そばの栽培も含めた経験や知識、人物評価、そば普及の貢献度などについて書類審査を行なう。

3. 認定講習会

四段位、五段位の受験者は、そばについての知識、技能ならびに見識と人格を専門的かつ高度に身に付けるための認定講習会を受講しなければならない。

第3条 段位受験資格

次に規定する段位別の「技術審査」基準に基づき、全麵協認定審査員の厳正な判定によって段位を認定する。段位は「初段位」から順に一段ずつ受験することとし、受験した段位以上の実力があると認められても「飛び段」をすることはできない。

各そば道場などにおける「段位認定会」は、年1回のみ開催できるものとする。

1. 受験資格

初段位 そば打ちを職業としない「素人」であれば誰でも受験できる。

二段位 初段位認定後、1年以上経過していること。

三段位 二段位認定後、1年以上経過していること。

四段位 三段位認定後2年度以上経過し、全麵協会員(A・B)から推薦を受けていること。

五段位 四段位認定後3年度以上経過し、全麵協会員(A・B)から推薦を受けていること。

経過期間については、段位認定会を実施した日を基準日とする。

2. 再受験までの期間

不合格の場合は「審査結果」を参考にして研鑽・練習を積むことが必要であり、再受験するまでの期間を次の通り設定する。再受験の期日までにこの期間に満たない場合は、「段位認定会」を受験することはできない。

該当段位	再受験期間
初 段 位	2ヶ月間以上
二 段 位	6ヶ月間以上
三 段 位	1年間以上

3. 重複応募の禁止

多くの受験希望者に受験機会を公正公平に与えるため、複数の「段位認定会」に重複して応募する「重複応募」を禁止する。これが発覚した場合は応募したすべての「段位認定会」の受験を無効とし、納付した受験料は返却しないものとする。

4. 書類審査および認定講習会

四段位及び五段位を受験するものは、そばに関する総合的な知識や経験、人格評価、地方及び全国的なそば普及の貢献度などを判定するため、全麵協が主催する認定講習会を受講しなければならない。

四段位、五段位は認定講習会を受講した後、書類選考で認定を受けなければ技能審査を受験することはできない。

認定講習会受講後は、上位段の書類または技能審査受験機会が三回与えられる。この回数を超えて書類または技能審査に合格しなかった場合は、再度認定講習会を受講しなければならない。

第4条 段位認定技能基準

1) 初段位

そば粉の量は700g(そば粉500g、つなぎ粉200g)とする。

そば打ちが40分以内に終了している。

そばが切り揃われている率は60%以上である。

そばを持ち上げても20cmくらいにつながっている。

打つ姿勢が堂々として落ち着いている。

周囲へのそば粉のこぼれが少なく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。

また、道具の始末がきちんとできている。

2) 二段位

そば粉の量は1,000g(そば粉800g、つなぎ粉200g)とする。

そば打ちが40分以内に終了している。

そばが切り揃われている率は70%以上である。

そばを持ち上げても23cmくらいにつながっている。

打つ姿勢が堂々として落ち着いている。

周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。

また、道具の始末がきちんとできている。

3) 三段位

そば粉の量は1,500g(そば粉1,200g、つなぎ粉300g)とする。

そば打ちが40分以内に終了している。

そばが切り揃われている率は90%以上である。

そばを持ち上げても25cmくらいにつながっている。

打つ姿勢が非常に堂々として落ち着いている。

周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れは全くない。

また、道具の始末が完璧にできている。

4) 四段位

そば粉の量は1,500g(そば粉1,400g、つなぎ粉100g)とする。

そば打ちが40分以内に終了している。

そばが切り揃われている率は95%以上である。

そばを持ち上げても25cm以上つながっている。

打つ姿勢が非常に堂々として落ち着いている。

周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れは全くない。

また、道具の始末が完璧にできている。

5) 五段位

そば粉の量は1,500g(そば粉1,500g、つなぎ粉はなし)とする。

そば打ちが40分以内に終了している。

そばが切り揃われている率は95%以上である。

そばを持ち上げても25cm以上つながっている。
 打つ姿勢が非常に堂々として落ち着いている。
 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れは全くない。
 また、道具の始末が完璧にできている。

第5条 受験料と登録料

1. 受験料

受験者は受験申込時に、次の受験料を段位認定会の主催者に納入しなければならない。

段 位	受 験 料		備 考
	会 員	非会員	
初段位	5,000円	6,000円	
〃	4,000円	4,000円	学生(15歳以上)
二段位	7,000円	8,500円	
〃	6,000円	6,000円	学生(15歳以上)
三段位	10,000円	12,000円	
四段位	15,000円	18,000円	
五段位	15,000円	18,000円	

2. 登録料

段位認定大会で段位認定を受けた者は、次の登録料を全麵協に納入しなければならない。
 登録を希望しない場合は段位認定者名簿に登載されず、上位段を受験することができない。

段 位	登 録 料		備 考
	会 員	非会員	
初段位	5,000円	6,000円	
〃	4,000円	4,000円	学生(15歳以上)
二段位	5,000円	6,000円	
〃	4,000円	4,000円	学生(15歳以上)
三段位	10,000円	12,000円	
四段位	10,000円	12,000円	
五段位	10,000円	12,000円	

3. 返金

受験料、および登録料は原則として返金しないものとする。

第6条 認定審査員

1. 全国認定審査員

全麵協の活動に賛同し、全国認定審査員としてふさわしい人格を有する者で、手打ちを行っているプロ及びこれと同等の知識技能を有する者の中から段位認定部会からの推挙によって理事会で選任し会長が委嘱する。

2. 地方認定審査員

三段位取得者で全麵協が主催する認定講習会の講習を受講して、地方審査員台帳に登録された者。

で認定講習会を受講できる者は、毎年9月1日現在で三段位を取得後1年以上経過している者、もしくはする者とする。また、受講後4年以内に審査員となることの申し出がない場合で、その後地方認定審査員になることを希望するときは、再度認定講習会を受講しなければならない。

3. 大会審査員

そばについて一般的知識をもち、そば打ち技術に優れている者で、段位認定会を主催する全麵協および全麵協会員が段位認定会を開催する上で必要と判断した場合に審査を依頼できることとし、依頼された段位認定会に限り認定審査が行える。

4. 認定審査員に関する規程は別に定める。

第7条 その他

実施にあたり、取り扱い等は別に定める。

附 則

1. この基準は、平成15年6月20日から施行する。
2. 「全麵協素人そば打ち段位認定」実施基準(平成9年7月10日制定)は廃止する。
3. この基準は、平成17年5月14日から施行する。
4. この基準は、平成17年8月1日から施行する。
5. この基準は、平成18年5月13日から施行する。
6. この基準は、平成18年9月17日から施行する。(認定講習会受講後の受験機会改正)
7. この基準は、平成19年2月4日から施行する。(非会員の受験料、登録料改正)
8. この基準は、平成19年5月12日から施行する。(受験者準備物から「ふるい」を削除)